

平成 30 年 11 月 29 日

都市機能・新庁舎建設特別委員会の審査報告（平成 29 年 11 月 16 日開催）

都市機能・新庁舎特別委員長 宇田川好秀

平成 30 年 11 月 16 日に開催されました都市機能・新庁舎建設特別委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

報告事項の 1 「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されたことなどにより、平成 26 年 11 月に「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したが、本市の中核市移行に伴い、保健所設置市として県に準じた役割を果たす必要があることから当該計画を改定するものであるとのこと。

当該計画は、基本的な構成として新型インフルエンザ等の発生段階を 6 段階に区分し、それぞれの発生段階において講ずる主要対策を定めているが、今回の

改定は、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈する「サーベイランス・情報収集」を主要対策に新たに加え主要対策を7つとしたほか、「予防・まん延防止」、「医療」の項目に保健所設置市として関わる内容を定めるものであるとのこと。

「サーベイランス・情報収集」においては、いずれの発生段階においても、新型インフルエンザ等によるさまざまな情報を国内外から系統的に収集・分析して判断につなげること、また、サーベイランスの結果を市民等に速やかに還元することにより、効果的な対策に結びつけることを定めるとのこと。

「予防・まん延防止」においては、県内発生期から国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置のほか、患者の同居家族等の濃厚接触者に対する健康観察などのいわゆる感染症法に基づく措置を行うことや、市民等に対して感染予防策の徹底を要請することなどを定めるとのこと。

「医療」においては、県や地域の関係機関との連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の確保に向けて調整・検討を行うこと、新型インフルエンザ等が

海外で発生し、専用外来を設置した場合に帰国者・接触者相談センターを市保健所に設置すること、入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、その移送体制の整備に責任を持ち、原則として市が移送を行うことなどについて定めるとのことでありました。

以上のような説明に対して、

まず、市内の感染症指定医療機関の指定状況について問われ、これに対して、川口市を含む南部保健医療圏内に指定されている医療機関はないが、医療機関の体制を勘案しつつ、今後、県をはじめ関係機関との協議を重ねていきたいとのこと。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた際の本市の対応について問われ、これに対して、対策本部を設置し総合的な対策を実施するとともに、自己負担なしで市民に対して予防接種を行い、不要な外出を控えるよう要請するなど蔓延を防止するための対応をとるとのことでありました。

このほか、帰国者・接触者相談センターを設置する際の体制について、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた際の市内小中学校など人の多く集まる

施設における対策について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

報告事項の2「市街化調整区域の利用促進について」報告を求めましたところ、
次のような説明を徴しました。

まず、優良田園住宅については、安行神根地区及び木曾呂地区の市街化調整区域において緑地や農地が減少し、資機材置場や駐車場などに土地利用転換がなされている一方、本地域の大部分は埼玉高速鉄道の駅に近いことなど都心へのアクセスに恵まれていることから、この区域の利用促進が課題となっていたとのこと。

そこで、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく「川口市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を策定し、新たな土地利用の選択肢を増やすことで緑地・農地の減少を抑制するとともに、本地域における良好な居住環境の形成の促進を目指すものであるとのこと。

安行神根地区及び木曾呂地区の市街化調整区域のうち、一定の条件を満たす区域を対象としており、埼玉高速鉄道等を利用して都心へ通勤をしながら自然

豊かな地域での生活を求める方や、日常的に緑や農とふれあえるゆとりと潤いのある暮らしを求める方などで対象区域への定住を希望している方からの需要を想定しているとのこと。

本方針の効果として、新たな土地利用の選択肢の提供により、土地の有効活用が図られ、都心部における貴重な緑の保全に貢献することや、安らぎと潤いのある良好な居住環境の提供が図られることを見込んでいるとのこと。

今後については、埼玉県との協議を経て平成31年3月に公表し、同年4月の施行を予定しているとのこと。

次に、市街化調整区域における流通業務施設等の建設については、市街化調整区域内の主要幹線道路等の沿道において建築行為の伴わない土地利用が進んでいるため、緑農地を保全しつつ、本市特有の交通至便な立地条件を活かした新たな産業基盤の集積・強化を目指し、流通業務施設などの企業立地を図るもので、いわゆる物流総合効率化法の認定要件よりも条件を緩和して市内業者でも立地しやすい市独自の基準を設けるものであるとのこと。

対象施設は流通業務施設及びデータセンターであり、秩序ある土地利用が図られ、都市部における貴重な緑の保全に貢献するほか、雇用機会の創出、固定資産税や市民税の増収が図られることを効果として見込んでいるとのこと。

今後については、平成30年12月にパブリックコメントを行い、平成31年4月の施行を予定しているとのことでありました。

以上のような説明に対して、

優良田園住宅の建設に際して安行神根地区及び木曾呂地区を対象区域とした理由について問われ、これに対して、埼玉高速鉄道の駅に近いことなど都心へのアクセスに恵まれていることや、市内のほかの市街化調整区域は自然的土地利用がされているため、本方針の対象区域としてなじまないことから、当該地区を対象区域に選定したとのこと。

また、優良田園住宅の建設を促進することにより、市街化調整区域の意義が損なわれるのではないかとの懸念に対する市の考え方について問われ、これに対して、緑化率など一定の要件を設定することや、開発許可だけでなく建設計画の認定制度を設けることで無秩序な開発を抑制し、良好な住環境の形成に誘導したいと考えているとのことでありました。

このほか、近隣市における優良田園住宅の状況について、流通業務施設等を建設する際の要件の設定根拠について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。